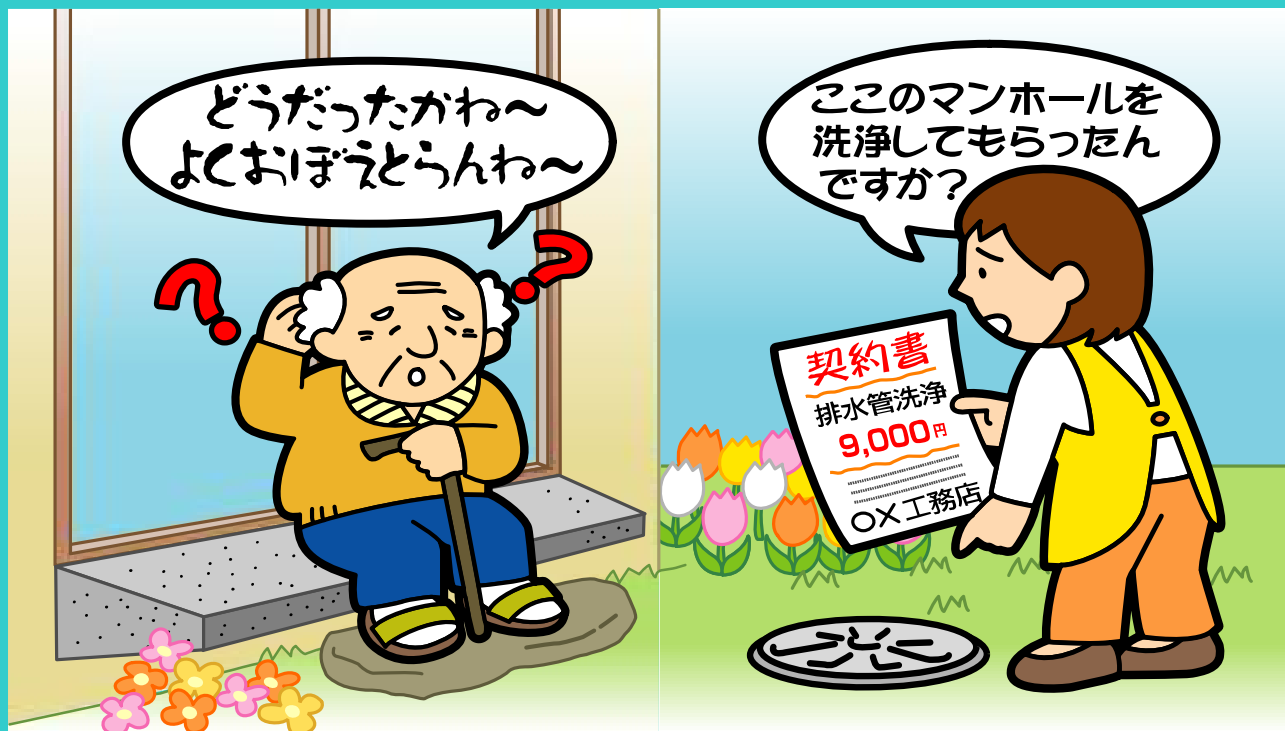


不審な排水管洗浄の契約書をヘルパーさんが見つけた。



クーリングオフできないか。

認知症気味の父親がいるという家族から、「担当のヘルパーさんからの連絡で、父が3日前、9千円の排水管洗浄の契約をしたことがわかった。父に確認したところ、全く覚えていなかったので**解約したい**」と相談があった。

最近、業者から安価な排水管洗浄を勧められ、作業後さらに高額な工事を契約させられたという相談が増えています。**訪問販売や電話勧誘であればクーリングオフ**ができる可能性があります。

トラブルは早めに

札幌市消費者センター(728-2121)へご相談ください